玉

# |保税と後期高齢者医療保険料の納税(入)通知書を郵送

# 75歳未満の方

# 国民健康保険税

国民健康保険課問い合わせは **3**027 898 6250

入していなくても家族の誰かが加入している場 世帯主が納税義務者で 世帯主宛てに納税通知書を郵送します。 す。 世帯主が 国保に 加

の人です。

納税(入)通知書を確認してください

開始月が8月か10月になる場合も。

詳

じく

●年金から天引きで(特別徴収)

●口座振替が便利です

納付には口座振替が便利です。

納税(入)通知書を用意して預金口座のあげには口座振替が便利です。通帳、届け出

定の障害があり認定を受

ります。 す人。 対象= 申告を行ったなど〈減免〉次のいずれかを満た 所得が一定金額以下の場合②所得税や住民税 税の軽減や減免を受けることができる制度があ 険者が後期高齢者医療制度へ移行し、 日前までに申請が必要)②社会保険などの被保 の被扶養者が国保に加入した く減少し、 一定の要件を満たす場合、 ①災害やリストラなどのため所得が著 〈軽減〉 詳しくは問い合わ 国保税を納められない 次の全てを満たす人。 せてください 申請によって国保 (納期限の7 65歳以上 )昨年 0)  $\mathcal{O}$ 

## 75歳以上の方 後期高齢者



# 人者1人当たりにかかる均等割の合計です。 保険料は、所得に応じて決まる所得割と、 納付義務者

# 軽減と減免

で計算します。

課限度額は55万円。

年度途中の加入者は、

月割

る金融機関で申し込んでください。

国保税に

0

いては市役所収納課でも手続きができます。

国保で口座振替をしていた人が後期高

賦 加

期限の7 対象= 特別の事情によって保険料を納められない人(納 人か、 ります。 料の軽減や減免を受けることができる制度があ 一定の要件を満たす場合、 被用者保険の被扶養者 《軽減》所得が一定基準を下回る世帯 詳しくは問い合わせてください 日前までに申請が必要) 申請によって保険 〈減免〉 災害など

が確認できる書類とともに市役所国民健康保険

いへ提出

してください。

医療保険料は

「納付方法変更届」を、

国保税は

「納付方法変更申出書」、

後期高齢者

預金口座

替の申し込みが必要です。

また、特別徴収から口座振替に変更する場合、

齢者医療保険に加入した場合は、

新たに口座振

なお、

# けた65歳から74歳まで 保険料の内容 75歳以上の人と、 **国民健康保険課 ☎027**問い合わせは

898

5955

課や各支所・市民サー

ビスセンター

金融機関

コンビニ、ペイジー

クレジットカー

Ķ

モバ

イルレジなどでお願いします。

後期高齢者医療保険料は市役所国民健康保険

で納めてください

# 医療保険料

受給者証や

保険証を郵送

年7月3日休まで使用できる物を7月中に郵送します。現在使用中の物は、8月以降使えなくなります。引き 国保の高齢受給者証と後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日泳まで。 引き続き対象となる 人には、 来

国民健康保険課問い合わせは **2**027-898

後期高齢者医療加入者を除く70歳から74歳ま -6249

自己 満75歳になる日の前日までです。 宛てに郵送します。 での国保加 同一世帯の国保高齢受給者の所得で判定しま 担割合 入者分の新しい受給者証を、 有効期限は来年7月31 世帯主 日 か

保険者証を交付する場合があります。

自己負担割合

保険料の滞納状況によっては有効期間の短い被

でに国民健康保険課へ連絡してください。

なお、

します。簡易書留を希望する人は7月18日休ま

 $\langle \cdot \rangle$ 

保険証は緑色で、

黄緑色の封筒で郵送

国民健康保険課

027

\_&9&\_625<del>3</del>

い合わせは

# 自己負担の割合を見直し

自己負担割合が3割負担の人で左表のいずれ

までは1割)、 の場合は2割

本年度の住民税課税所得が145万円未満

(国の軽減措置で来年3月

31

日(月)

本年度の住民税課税所得が1

45万円未満の場

145万円以上の場合は3割負担です。

世帯の後期高齢者の所得で判定します。

145万円以上は3割負担です。

見直されます。 かを満たす場合は、申請をすると自己負担額が 国保の高齢受給者 条件3 条件2条件1 上で、その収入合計額が520万円未満同一世帯に70~74歳の人が本人を含めて 入額が383万円未満同一世帯に70~74歳の人が本人のみで、 国保の高齢受給者は2割 その人との収入合計上あり、他に後期宮の人が本人のみで、 計高 て 2 (来年 その収 額齢そ が者がり 5

> 者は1割になります。 3月31日までは1割) に、 後期高齢者医療加入

## 問い合わせは 介護保険室 ☎ 027-898-6158

# 65歳以上の人に納付書を郵送

65歳以上の人を対象に、本年度の介護保険料額決定 通知書と納付書を7月中旬に送付します。介護が必要 になったとき、誰もが安心してサービスを受けられる よう保険料を納めましょう。

課税状況と本人の合計所得金額に応じて算定します。

問い合わせてください。 普通徴収の人は口座振替が便利です。金融機関で口 座振替依頼書を記入して申し込んでください。申し込 みには預金通帳と届け出印が必要です。振替の開始は 申し込んだ翌月末分から。それ以前の分は納付書で納 めてください。

●保険料を滞納すると 一定期間保険料を納めないと、介護保険の介護サー ビスを利用するようになったときに、滞納した期間に 応じて給付制限を受けることがあります。

●保険料の減免 災害などの特別な事情で保険料が納められない場合 は、申請することで減免されることがあります。

# 介護保険料

後期高齢者医療加入者

で、その収入合計額が520万円未満同一世帯に後期高齢者が本人を含めて

2人以上

額が383万円未満同一世帯に後期高齢者が本人のみで、

その収入

条件3

20万円未満 1人以上いる場合、その人との収入合額が383万円以上あり、他に70~74 同一世帯に後期高齢者が本人のみで、

で 計額が5 その収入

条件2条件1

●保険料の算定方法 満65歳になった日の属する月分から算定し、一人一 人が保険料を納めます。4月1日現在の世帯の市民税

●保険料の納付方法 年金から天引きされる特別徴収と納入通知書で支払 う普通徴収があります。老齢基礎年金などの年間受給 額が18万円以上の人は特別徴収になります。詳しくは 市役所介護保険室か大胡・宮城・粕川・富士見支所へ

納付方法

●納税 (入) 通知書で

(普通徴収)

国保税の納付は市役所収納課や各金融機関

国保税と保険料